

【書面申請用】

令和6・7年度

入 札 参 加 資 格  
審 査 申 請 要 領

[設計・測量・建設コンサルタント等業務]

豊 山 町

## 令和6・7年度 入札参加資格審査申請要領 【設計・測量・建設コンサルタント等業務】

豊山町が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務建設工事の一般競争入札及び指名競争入札に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。

入札参加の資格審査を希望される方は、当要領に基づき、適正な入札参加資格申請を行ってください。

### 1 申請者の要件

入札参加の資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- ア 入札参加の資格審査を希望する営業の種類について、建築設計を希望する方は建築士法第23条に基づく「建築士事務所」、一般測量又は航空写真測量を希望する方は測量法第55条に基づく「測量業者」、若しくは、法令等による営業の登録を必要とする場合は、当該登録を受けていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

ウ 国税、愛知県税及び豊山町税が未納でないこと（ただし、愛知県税及び豊山町税については納税義務がある事業者に限る。）。

エ 「豊山町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成25年5月24日付け豊山町長・豊山町教育委員会教育長・愛知県西枇杷島警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

### 2 入札参加資格申請の方法

(1) 入札参加資格申請をする方は、入札参加資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、提出書類とともに豊山町役場総務部総務課総務・財政グループまで持参してください。

(2) 申請書の様式は、豊山町役場3階総務課総務・財政グループ（11番窓口）で配布します。

また、豊山町のホームページからもダウンロードできます。

(3) 法人が申請する際の申請者は、本店（本社）となります。営業所等が申請者となることはできません。

(4) 本店（本社）以外に支店や営業所等を開設している場合でも、本店（本社）を含めたどこか1つの営業所で申請してください（複数の営業所等の申請はできません。）。

契約を締結する営業所は、当該営業所で入札参加資格申請を希望する業種の営業を営むことを認められている必要があります。

### 3 受付期間及び受付場所

(1) 定時受付

令和6年1月4日（木）から令和6年2月15日（木）まで

平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時～正午・午後1時～午後5時

(2) 随時受付

書面による随時受付は行いません。

(3) 受付場所

〒480-0292

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地

豊山町役場 総務部 総務課 総務・財政グループ（庁舎3階11番窓口）

T E L : 0 5 6 8 - 2 8 - 6 0 0 3（ダイヤルイン）

F A X : 0 5 6 8 - 2 9 - 1 1 7 7

※ 郵送による受付は行いません。

### 4 提出書類

申請書等（受付証を除く。）をA4縦型フラットファイルで綴じ、表紙及び背表紙に会社名等を入力してください。

別送書類（各種証明書等）は、入札参加資格申請日において発行日より3か月以内のものとし、す（鮮明であれば写し可）。

No.	書類名	摘要	部数
(1)	入札参加資格審査申請書等	様式1, 2-1, 3, 4, 5, 6, 10	1部
(2)	登記事項証明書(現在事項証明書 又は履歴事項全部証明書)	法人の方	1部

No.	書類名	摘要	部数
(3)	代表者の身元（分）証明書	個人の方 ・本籍地の市区町村長が発行 ・日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者証明書の写し	1部
(4)	代表者の登記されていないことの証明書	個人の方 ・全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口にて発行 ・東京法務局では郵送申請も可能	1部
(5)	入札参加資格審査申請書受付証		1部

## 5 入札参加の資格審査

入札参加の資格審査は、前記「1 申請者の要件」を満たしていることを確認します。

## 6 入札参加資格の有効期限

令和6年4月1日（月）から令和8年3月31日（火）までの2年間

## 7 会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱いについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の入札参加資格申請をし、認定を受ける必要があります。

## 8 その他

- (1) 入札参加資格申請に際しては、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の入札参加資格申請をした場合は、指名停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。
- (2) 入札参加資格申請後は、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求められますので、入札参加資格申請は、必ず書面で証明できる内容により行ってください。  
また、入札参加資格申請の内容を証明する書面は、入札参加資格者名簿の有効期間中は保管しておいてください。
- (3) 入札参加資格申請に基づく入札参加資格者名簿及び入札結果については、ウェブサイト等で公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。

## <様式1 (共通情報)>

### 1 申請者 (本店 (本社))

ア 「申請内容」欄は、これまでに一度でも豊山町の入札参加資格を得たことがある場合は「登録実績有」を、全くの新規の申請の場合は「新規」を○印で囲んでください。

イ 「郵便番号」欄は、必ず7桁の番号を記入してください。

ウ 「Eメールアドレス」欄は、常時使用しているパソコンのアドレスを記入してください。  
ただし、フリーメール及び携帯番号用メールは使用できません。

なお、Eメールアドレスを取得していない場合は記入する必要はありません。

エ 「所在地」欄は、本店 (本社) の住所を都道府県から記入し、「丁目」、「番」及び「号」については、「- (ハイフン)」を用いて記入してください。

オ 「商号又は名称のフリガナ」欄は、カタカナで記入し、カブシキガイシャ等の法人の組織名は省略してください。

カ 「商号又は名称」欄の法人の組織名の表現は、次の略号を使用してください。(括弧も1マス使用)

略号	組織名	略号	組織名	略号	組織名	略号	組織名
(株)	株式会社	(企)	企業組合	(監)	監査法人	(合)	合同会社
(有)	有限会社	(財)	財団法人	(福)	社会福祉法人	(他)	その他
(資)	合資会社	(相)	相互会社	(訓)	職業訓練法人	(一社)	一般社団法人
(名)	合名会社	(社)	社団法人	(独)	独立行政法人	(一財)	一般財団法人
(同)	協同組合	(医)	医療法人	(特)	特定非営利活動法人	(公社)	公益社団法人
(業)	協業組合	(学)	学校法人	(中間)	中間法人	(公財)	公益財団法人

(例) 商号又は名称のフリガナ

ア	イ	チ	コ	ン	サ	ル	タ	ン	ト							
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--

商号又は名称

(	株	)	愛	知	コ	ン	サ	ル	タ	ン	ト					
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--

キ 「代表者職氏名」欄のうち(役職)欄は、個人事業主の方は記入しないでください。

また、(氏名)欄は、姓と名の間は1文字あけてください。

ク 「会社印」、「代表者印(実印)」及び「代表者印(使用印)」欄は、鮮明に押印してください。  
なお、会社印を使用しない場合は、「会社印」欄は押印する必要はありません。

ケ 「電話番号」及び「FAX番号」欄は、市外局番、局番、番号をそれぞれ「- (ハイフン)」で区切りを入れてください。

コ 「連絡先(代行者含む。)」欄は、部署名、担当者名、直通電話番号を記入してください。

### 2 契約を締結する営業所を本店 (本社) 以外とする場合の委任事項

ア 「委任行為の有無」欄は、どちらかを○印で囲んでください。

イ 受任者の「所在地」「商号又は名称」「代表者職氏名」を記入してください。

- ウ 「代表者印（使用印）」欄は、契約等に使用する印を鮮明に押印してください。
- エ 委任期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日の間で記入してください。

### 3 契約を締結する営業所

- ア 「1 申請者」と同じ場合は記入する必要はありません。
- イ 「郵便番号」欄は、必ず7桁の番号を記入してください。
- ウ 「Eメールアドレス」欄は、契約を締結する営業所に設置してあるパソコンで、常時使用しているアドレスを記入してください。  
ただし、フリーメール及び携帯番号用メールは使用できません。  
なお、Eメールアドレスを取得していない場合は記入する必要はありません。
- エ 「所在地」欄は、契約を締結する営業所の所在地を都道府県から記入し、「丁目」、「番」及び「号」については、「-（ハイフン）」を用いて記入してください。
- オ 「商号又は名称のフリガナ」欄は、カタカナで記入し、カブシキガイシャ等の法人の組織名は省略してください。
- カ 「商号又は名称」欄の法人の組織名の表現は、前記<様式1の説明1カ>の表にある略号を使用してください。  
なお、支店等で契約を締結する場合は、支店等の名称のみを記入してください。（括弧も1マス使用）

（例）

正	名	古	屋	支	店															
誤	(	株	)	愛	知	コ	ン	サ	ル	タ	ン	ト	名	古	屋	支	店			

- キ 「代表者職氏名」欄のうち（役職）欄は、個人事業主の方は記入しないでください。  
また、（氏名）欄は、姓と名の間は1文字あけてください。
- ク 「電話番号」及び「FAX番号」欄は、市外局番、局番、番号をそれぞれ「-（ハイフン）」で区切りを入れてください。

### <様式2—1（申請業種情報）>

#### ○営業所における資格申請を希望する業種

##### （1）資格審査を希望する業種

今回、資格審査を希望する業種のみ○を記入してください。

- ア 設計の申請を希望する業種は、「1 建築設計」「2 設備設計」とします。
- イ 測量の申請を希望する業種は、「3 一般測量」「4 航空写真測量」とします。
- ウ 建設コンサルタントの申請を希望する業種は、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録部門のうち、「5 河川、砂防及び海岸・海洋」「6 港湾及び空港」「7 道路」「8 上水道及び工業用水道」「9 下水道」「10 農業土木」「11 森林土木」「12 水産土木」「13 造園」「14 都市計画及び地方計画」「15 土質及び基礎」「16

鋼構造物及びコンクリート」「17 建設環境」とします。

エ 「18 地質調査」とは、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による土質調査、岩盤調査、物理探査、試験・計測等をいいます。

オ 補償コンサルタントの申請を希望する業種は、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の登録部門のうち、「19 土地調査」「20 土地評価」「21 物件調査」「22 事業損失」とします。

## （2）登録等を受けている事業

申請時まで次の（1）～（9）の登録を受けているものについて、登録番号及び登録年月日を記入してください。（年度、登録官公庁名は記入しないでください。）

なお、「1.（1級・2級）建築士事務所」は、1級又は2級のどちらかを○印で囲んでください。

ア 「1.（1級・2級）建築士事務所」

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合

イ 「2. 測量業者」

測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合

ウ 「3. 建設コンサルタント」

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合

エ 「4. 地質調査」

地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合

オ 「5. 補償コンサルタント」

補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合

カ 「6. 不動産鑑定業者」

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合

キ 「7. 土地家屋調査士」

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記入してください。）

ク 「8. 司法書士」

司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合

ケ 「9. 計量証明事業者」

計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合

## <様式3（共通情報）>

### ○経営規模等総括表

「年間実績高」、「自己資本額」、「損益計算書」、「貸借対照表」については、財務諸表等（現況報告書及び決算報告書等）を参考に千円未満は切り捨てて記入してください。

#### 1 年間実績高

ア 「ア 直前2年度分決算」、「イ 直前1年度分決算」、「ウ 直前2か年間の年間平均実績高」の各欄は、<様式2-1（申請業種情報）>「1 申請を希望する業種」欄で○を記入した業種についてのみ記入してください。

イ 希望する業種以外の業種（設計・測量・建設コンサルタント等業務）の実績高は、表末尾の「その他」欄に記入してください。希望する業種で実績がない場合は該当欄に「0」を記入してください。

ウ 「イ 直前1年度分決算」とは、入札参加資格申請日直前に確定した決算を含む過去1年間の決算を、「ア 直前2年度分決算」とは、直前1年度決算の前の決算を、「ウ 直前2か年間の年間平均実績高」とは、両決算の合計を2で除して得た額（千円未満四捨五入）を記入してください。

エ 営業年度（決算日）の変更等で1年に満たない決算がある場合は、以下の例により不足月数分を直前3年度分の決算の売上から補充し算定してください。

（例）直前1年度の不足月数が3月の場合

$$\frac{(\text{直前3年度分決算} \times 3 / 12) + \text{直前2年度分決算} + \text{直前1年度分決算}}{2}$$

＝直前2か年間の年間平均実績高

オ 新規に営業を開始することにより、2年間に満たない場合は、次の計算式により算定してください。

各営業年度の実績高の合計額 / 2 = 直前2年間の年間平均実績高

カ 個人から法人へ組織変更した場合で、経営に同一性を保持していると認められる場合又は他の企業を吸収合併した場合は、前営業体又は吸収合併前の各企業の売上も通算してください。

※ 各売上・収入等実績は当該事業に係るもののみを記入し、建設業及び物品製造業等の実績は含めないでください。

また、各々の金額は、消費税及び地方消費税を含まない額（消費税抜き金額）を記入してください。

#### 2 自己資本額

ア 「払込資本金」欄は、法人の場合は払込済資本金と新株式申込証拠金の合計額を、個人の場合は次期繰越資本金を記入してください。

イ 「準備金・積立金」欄は、資本剰余金、利益準備金、積立金及び自己株式申込証拠金の合計額から自己株式を減じた額を記入してください。

ただし、その他有価証券評価差額金、繰越ヘッジ損益、土地再評価差額金及び新株予約権がある場合は、これらの額を加えて記入してください（剰余（欠損）金処分は0としてください）。

ウ 「次期繰越利益（欠損）金」欄には繰越利益剰余金の額を記入してください。

エ 「直前決算」及び「剰余（欠損）金処分」の各欄は、入札参加資格申請日直前の決算より記入し、「決算後の増減」欄は、当該直前決算日から入札参加資格申請日までの間における増減額を記入してください。

### 3 損益計算書

「税引前当期利益率」欄は、直前1年度分決算により記入してください。

### 4 貸借対照表

「流動資産」、「流動負債」、「固定資産」及び「総資本額（資産合計）」の各欄は、直前1年度分決算により記入してください。

### 5 経営比率

「総資本純利益率」、「流動比率」及び「自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点第2位以下を四捨五入して小数点第1位までの数値を記入してください。

### 6 営業年数

「営業年数」欄は、入札参加を希望する業種に係る事業開始日（2以上の申請業種の場合は最も早い開始日）から入札参加資格申請日までの期間とし、当該業種で中断した期間を控除した期間（1年未満の端数は切り捨て）を記入してください。

また、組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業（前営業体）との同一性を保持していると認められている場合は、前企業（営業体）の創業時をとることができます。

なお、吸収合併の場合は、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は、消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとしてください。

### 7 指名・契約実績

#### (1) 指名実績

入札参加資格申請を希望する業種について、申請日からさかのぼって2年以内に、豊山町から指名通知を受けた実績がある場合は「1」を、それ以外の場合には「2」を記入してください。

#### (2) 契約実績

入札参加資格申請を希望する業種について、申請日からさかのぼって2年以内に、豊山町から発注業務を受注した実績がある場合は「1」を、それ以外の場合には「2」を記入してください。

### 8 常勤職員数

入札参加資格申請日現在において常時雇用している従業員の数を記入してください。

「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄は、常時雇用している従業員のうち、専ら設計・測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」欄は、それ以外の職員（兼

業部門等職員)及び常勤役員の数を入力してください。「計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めた従業員全体を、個人にあっては事業主を含めた①、②、③の合計人数を記載してください。

なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、入札参加資格申請者に従事し、かつ客観的な判断事項(定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等)を有することを指します。

有効・協力関係にある別企業の職員は含めず、あくまで自社の職員数のみを入力してください。

## 9 外国資本(50%以上)の有無

外国資本が50%以上の場合には「有」を、それ以外の場合には「無」を○印で囲んでください。

## 10 外資状況

外資系企業(日本国籍会社を含む。)のみ「国名」に外国名を、「(比率 %)」内に当該国の資本比率を入力してください。

なお、「②日本国籍会社(比率100%)」は100%外国資本の会社を指し、「③日本国籍会社(%)」は一部外国資本の会社を指します。

## 11 適格組合証明

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合については、中小企業庁(経済産業局及び沖縄総合事務局)が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を入力してください。

## 12 ISO認証取得状況

入札参加資格申請時において、ISO9001, 9002, ISO14001 のいずれかについて、(公財)日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証を受けている場合は「認証済」に、受けていない場合は「未認証」を○印で囲んでください。

また、認証を受けている場合は、認証番号を入力してください。

なお、認証取得している部門は問いませんが、豊山町と契約を締結する営業所において認証を受けている必要があります。

## <様式4(共通情報)>

### ○有資格者数

ア 該当する資格は、入札参加資格申請日現在における該当者の人数を入力してください。

なお、1人で2以上の資格を有している場合は、重複して計上してください。

ただし、1級○○・2級○○(建築士については「木造」を含む。)○○士・○○士補等は、上位のもののみ、技術士は、同一部門内でいずれか1つ、また、RCCMは、希望する業種を考慮していずれか1つを選択してください。

イ 「合計」欄には該当資格の延べ数を、「実人員」欄には実際の資格取得者数を入力してください。

人数は、＜様式5（技術者名簿）＞の人数と一致します。

### ＜様式5（共通情報）＞

#### ○技術者名簿

入札参加資格申請日現在における「有資格者数」に該当する資格保有者の氏名とその資格名に付した番号を記入してください。

また、「合計」欄は、当該資格の延べ数を、「実人員」欄は、実際の資格取得者数を記入してください。これら2項目は、＜様式4（有資格者数）＞と一致します。

なお、この表内に記入できない場合は、この表をコピーして使用してください。

### ＜様式6（個別情報）＞

#### ○希望業務実績データ

ア 「総技術者数」欄は、＜様式3（共通情報）＞の「8 常勤職員数」のうち「①技術職員数」欄の人数と一致させてください。

イ 「業種コード」欄は、下表を参考に希望する業種について記入してください。

業務	コード	業種	業務	コード	業種
設計	1	建築設計	建設コンサルタント	12	水産土木
	2	設備設計		13	造園
測量	3	一般測量		14	都市計画及び地方計画
	4	航空写真測量		15	土質及び基礎
建設コンサルタント	5	河川、砂防及び海岸・海洋		16	鋼構造及びコンクリート
	6	港湾及び空港		17	建設環境
	7	道路		地質調査	18
	8	上水道及び工業用水道	補償コンサルタント	19	土地調査
	9	下水道		20	土地評価
10	農業土木	21		物件調査	
11	森林土木	22		事業損失	

ウ 「許可」欄は、希望する業種について、許可・登録等がある場合は「1」を、ない場合は「0」を記入してください。

エ 「直前2年間の平均実績高」は、＜様式3（共通情報）＞の「1 年間実績高」のうち「ウ 直前2年間の平均実績高」を、希望する業種ごとに記入してください。

オ 「官庁最高金額」欄は、直前2年間で官公庁で契約したもののうち最高金額のものを記入してください。

カ 「官庁次位金額」欄は、直前2年間で官公庁で契約したもののうち2番目の金額のものを記入してください。

キ 「資格コード及び技術者数」欄は、＜様式4（有資格者数）＞の番号及び人数を記入してください。

## <様式10（個別情報）>

### ○納税状況確認

#### 1 税の未納がないことの確認

要領1（3）において指定する国税、愛知県税及び豊山町税について、未納がないことを確認します。

#### 2 納税状況の確認についての同意

要領1（3）において指定する豊山町税について、本町が納税状況を確認することについて同意をする場合は、「課税番号」欄に下記の番号を入力してください。

法人の方	確定（予定）申告書に記載されている「法人番号」
------	-------------------------

個人の方	納税通知書に記載されている「整理番号」
------	---------------------

## 【コード一覧】

有資格者コード一覧

技術士		技術士補	
<建設部門>		23	<建設部門>
1	土質及び基礎	24	<上下水道部門>
2	土質及び基礎以外の有資格者	25	<農業部門>
<上下水道部門>		26	<森林部門>
3	上水道及び工業用水道	27	<水産部門>
4	下水道	28	<機械部門>
<農業部門>		29	<電気電子部門>
5	農業土木	30	<衛生工学部門>
6	農村環境	31	<情報工学部門>
<森林部門>		32	<応用理学部門>
7	森林土木	33	<環境部門>
8	林業	RCCM	
<水産部門>		34	河川、砂防及び海岸・海洋
9	水産土木	35	港湾及び空港
10	水産水域環境	36	道路
<機械部門>		37	上水道及び工業用水道
11	流体力学	38	下水道
12	交通・物流機械及び建設機械	39	農業土木
13	加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械	40	森林土木
14	(欠番)	41	水産土木
15	上記以外の機械部門の有資格者	42	造園
<電気電子部門>		43	都市計画及び地方計画
16	電気電子部門の有資格者	44	土質及び基礎
<衛生工学部門>又は<総合技術監理部門の選択科目>		45	鋼構造及びコンクリート
17	水質管理	46	建設環境
18	廃棄物管理	47	上記以外のRCCMの有資格者
19	(欠番)		
<情報工学部門>			
20	情報工学部門の有資格者		
<応用理学部門>			
21	地質		
<環境部門>			
22	環境部門の有資格者		

その他			
48	1級建築士	75	第2種電気主任技術者
49	2級建築士	76	第3種電気主任技術者
50	測量士	77	環境計量士
51	測量士補	78	エネルギー管理士
52	1級土木施工管理技士	79	公害防止管理者水質関係第1種
53	2級土木施工管理技士（土木）		公害防止管理者水質関係第2種
54	2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）	80	第1種伝送交換主任技術者
55	2級土木施工管理技士（薬液注入）	81	線路主任技術者
56	1級管工事施工管理技士	82	土地区画整理士
57	2級管工事施工管理技士	83	畑地かんがい技士
58	1級建設機械施工技士	84	農業集落排水計画設計士
59	2級建設機械施工技士	85	農業土木技術管理士
60	1級造園施工管理技士	86	地質調査技士
61	2級造園施工管理技士	87	土地家屋調査士
62	下水道技術検定1種	88	司法書士
63	下水道技術検定2種	89	不動産鑑定士
64	下水道技術検定3種	90	不動産鑑定士補
65	（欠番）	91	公認会計士
66	推進工事技士	92	公認会計士補
67	小規模ダム工事総括管理技術者	93	税理士
68	ダム工事総括管理技術者	94	補償業務管理士
69	地すべり防止工事士	95	木造建築士
70	基礎施工士	96	中小企業診断士
71	コンクリート主任技士	97	建築設備士
72	コンクリート技士	98	構造設計一級建築士
73	土木用コンクリートブロック技士	99	設備設計一級建築士
74	第1種電気主任技術者	100	建築積算士（建設積算資格者）

〔1人で重複できない資格は、次の番号の組合せ〕

1と2	3と4	5と6	7と8	9と10
11～15	17と18	34～47	48と49と95	50と51
52～55	56と57	58と59	60と61	62～64
71と72	74～76	79①と②	89と90	91と92
49と95と98	49と95と99			

また、技術士の資格について、次の表の左欄に掲げる資格を有するものは、右欄に掲げる資格を有するものとみなします。

機械部門（流体機械）	機械部門（流体工学）
機械部門（建設、鉱山、荷役及び運搬機械）	機械部門（交通・物流機械及び建設機械）
機械部門（機械設備）	機械部門（加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械）
衛生工学部門（廃棄物処理） 衛生工学部門（廃棄物管理計画）	衛生工学部門（廃棄物管理）